

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品

製品名 : スーパーウインドウ撥水コート12 コート剤
製品コード : 08871-K9011、08871-K9015
推奨用途及び使用上の制限 : 自動車用窓ガラス及びガラス製ミラーの表面保護及び撥水用

会社情報

会社名 : 日本バース株式会社
住所 : 〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目1-26
担当部門 : 伊丹工場 技術室
電話番号 : 072-784-0229
ファックス番号 : 072-784-0584

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分2

健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分外

急性毒性(経皮) : 区分外

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 区分外

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分2

生殖毒性 : 区分2

特定標的臓器毒性(単回暴露) : 区分1<中枢神経系、腎臓、全身毒性>

区分3<気道刺激性>

特定標的臓器毒性(反復暴露) : 区分2<血管、肝臓、脾臓>

※記載のないものは分類対象外または分類できない。

GHSラベル要素

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- ・ 引火性の高い液体及び蒸気
- ・ 強い眼刺激
- ・ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
- ・ 臓器<中枢神経系、腎臓、全身毒性>の障害
- ・ 呼吸器への刺激のおそれ
- ・ 長期にわたる、又は反復暴露による臓器<血管、肝臓、脾臓>の障害のおそれ

注意書き

安全対策

- ・ 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 容器を接地すること。

- ・ 防爆型の電気機器、換気装置、照明器具等を使用すること。
- ・ 火花を発生させない工具を使用すること。
- ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・ 保護手袋、保護衣、保護眼鏡を着用すること。
- ・ 取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・ この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・ 蒸気、ガス、ミスト、スプレーを吸入しないこと。
- ・ 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

応急措置

- ・ 皮膚に付着した場合:汚染された衣類を直ちにすべて脱ぐこと。皮膚を流水で洗うこと。
- ・ 気分が悪い時は、医師の診断を受けること。
- ・ 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・ 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。
- ・ 暴露または暴露の懸念がある場合:医師に連絡し、診断を受けること。

保管

- ・ 施錠して保管すること。
- ・ 涼しく換気の良い場所で保管すること。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 子供や認知症の方等の手の届かない所に保管すること。

廃棄

- ・ 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄処理業者と委託契約して、処理を委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

成分及び含有量(危険有害成分)

成分名	含有量 (%)	CASNo.	化審法No.	安衛法No.	PRTR法No.
イソプロピルアルコール	95 以上	67-63-0	(2)-207	494	非該当
硝酸	1 未満	7697-37-2	(1)-394	307	非該当

- ・ 化審法 No. : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 官報公示整理番号
- ・ 安衛法 No. : 労働安全衛生法第 57 条の 2 通知対象物質の政令番号
- ・ PRTR 法 No. : 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 指定化学物質の種別及び政令番号
- ・ 他に危険有害性の基準に該当しない撥水剤を含有する。

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かくして安静にする。医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染した衣服を脱ぎ、石鹼や皮膚用の洗剤を使って水でよく洗い流す。異常があれば、医師の診断を受ける。
- 目に入った場合 : 直ちに清浄な流水で 15 分以上、瞼の裏まで完全に洗浄する。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄する。無理に吐かせずに、直ちに医師の診断を受ける。被災者の意識のない場合は、口から何も与えてはいけない。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 散水、炭酸ガス、耐アルコール性泡消火剤、粉末、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤 : 棒状の水
- 特有の消火方法 : 可燃物を周囲から取り除き、高温にさらされる周囲の設備には水をかけて冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 保護具を着用し、風上から消火活動を行なう。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 作業の際には、必ず保護具を着用し、風上で作業を行う。
- 環境に対する注意事項 : 流出した製品が河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
- 回収、中和 : 漏出源を遮断し、漏れをとめる。少量の場合は、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。大量の場合は、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
- 二次災害の防止策 : 風下の人を避難させる。漏洩した周辺には、ロープを張る等して関係者以外の立ち入りを禁止する。付近の着火源となるものを速やかに除去するとともに、消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
 - 技術的対策 : 火気厳禁。電気機材は防爆構造にする他、静電気、スパーク等による着火源を生じないようにする。静電気対策を行い、作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。次節に記載してある保護具を着用する。
 - 安全取扱い注意事項 : 高温物、スパーク、火炎を避け、強酸化性物質との接触を避ける。
- 保管
 - 技術的対策 : 保管場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類は全て接地する。
 - 適切な保管条件 : 風通しの良い冷暗所に保管する。直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて保管する。水のかかる所や湿気の多い所に置かない。

8. 暴露防止及び保護措置

成分の暴露濃度基準

成分名	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会	ACGIH (TLV)
イソプロピルアルコール	200ppm	400ppm	TWA 200ppm
硝酸	未設定	2ppm	TWA 2ppm

- 設備対策 : 屋内作業場での使用の場合は、発生源の密閉化または局所排気装置を設置する。取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、位置を明確に表示する。

保護具

- 呼吸器の保護具 : 有機ガス用防毒マスク
- 手の保護具 : ゴム製保護手袋
- 目の保護具 : 側板付き普通眼鏡またはゴーグル型保護眼鏡
- 皮膚及び身体の保護具 : 長袖の作業着、安全靴、ゴム製の前掛け

9. 物理的及び化学的性質

形状	: 液体
色	: 無色透明
臭い	: アルコール臭
pH	: データなし
融点・凝固点	: データなし
沸点・初留点及び沸騰範囲	: 82°C (主成分であるIPAのデータ)
引火点	: 12.0 (タグ密閉式)
蒸発速度	: データなし
爆発範囲	: (下限) 2.0% (上限) 12.7%
蒸気圧	: 4.4kPa (20°C) (主成分であるIPAのデータ)
蒸気密度	: データなし
密度	: 0.79g/cm ³ (20°C)
溶解度	: 水溶性
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: 460°C以上
分解温度	: データなし
粘度	: データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	: 安定
危険有害反応可能性	: アルカリの添加により、発熱反応が起こる。
避けるべき条件	: 火気、熱源
混触危険物質	: ハロゲン類、強酸化性物質、強酸、強塩基
危険有害な分解生成物	: 情報なし

11. 有害性情報

製品に関する情報

急性毒性	混合物の急性毒性 (経口) 3453mg/kg より区分外 混合物の急性毒性 (経皮) 4077 mg/kg より区分外 その他の急性毒性データについては分類できない又は分類対象外
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2 A成分が10%以上より区分2 A
生殖毒性	: 区分2成分が10%以上より区分2
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	: 区分1成分10%以上により区分1 (中枢神経系、腎臓、全身毒性) 区分3成分20%以上により区分3 (気道刺激性)
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	: 区分2成分10%以上により区分2 (血管、肝臓、脾臓)
その他の分類については分類できない又は分類対象外	

個別成分についての有害性情報を記載する。

イソプロピルアルコール

急性毒性 (経口)	: 区分外	LD ₅₀ =4,384~5,840mg/kg (ラット)
急性毒性 (経皮)	: 区分外	LD ₅₀ =12,870mg/kg (ウサギ)
急性毒性 (吸入-蒸気)	: 区分外	LC ₅₀ (4時間) =68.5mg/L (ラット)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 区分外	
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 区分2	
生殖毒性	: 区分2	
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	: 区分1	(中枢神経系、腎臓、全身毒性)
	: 区分3	(気道刺激性)
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	: 区分2	(血管、肝臓、脾臓)

※2

硝酸			※1
急性毒性 (吸入-ミスト)	: 区分2	LD ₅₀ =0.05~0.5mg/L	
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 区分1A		
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 区分1		
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	: 区分1	(呼吸器系)	
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	: 区分1	(歯、呼吸器系)	
吸引性呼吸器有害性	: 区分1		

12. 環境影響情報

製品に関する情報

生態毒性	: 情報なし
残留性・分解性	: 情報なし
生態蓄積性	: 情報なし
土壌中への移動性	: 情報なし

個別成分についての環境影響情報を記載する。

イソプロピルアルコール

水生環境有害性 (急性有害性)	: 区分外	96時間LC ₅₀ >100mg/L (魚類 ヒメダカ)	※1
水生環境有害性 (長期間有害性)	: 区分外	難水溶性でなく (水溶解度=1.00×10 ⁶ mg/L)、急性毒性が低い。	

硝酸

有用な情報なし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄処理業者と委託契約をして、処理を委託する。
汚染容器及び包装	: 中身を使い切ってから廃棄する。製品が付着している容器も廃棄物として適切に処理する。

14. 輸送上の注意

共通注意事項	: 取扱い及び保管上の注意の項を参照するほか、運搬に際しては、容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れの防止を確実にする。
--------	--

国際規制

国連番号	: 1987
品名	: アルコール類 (他に品名が明示されているものを除く)
国連分類	: 3
容器等級	: II
海洋汚染物質	: 該当

国内規制

陸上規制情報	: 消防法の定めるところに従う。
海上規制情報	: 船舶安全法、港則法の定めるところに従う。
航空規制情報	: 航空法の定めるところに従う。
緊急時応急措置指針番号 (容器イエローカード指針番号)	: 127

15. 適用法令

消防法	: 危険物 第四類アルコール類 危険等級II
労働安全衛生法	: 危険物 引火性の物 表示対象物質 プロピルアルコール 通知対象物質 プロピルアルコール 有機溶剤中毒予防規則 第二種有機溶剤等 イソプロピルアルコール含有
P R T R法	: 非該当
毒物及び劇物取締法	: 非該当
船舶安全法	: 引火性液体類
港則法	: 引火性液体類
航空法	: 引火性液体
海洋汚染防止法	: 有害液体物質 (Z類)
廃棄物処理及び清掃に関する法律	: 産業廃棄物規制 (拡散、流出の禁止)

16. その他の情報

主な文献

JIS Z 7253-2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

JIS Z 7252-2014 GHSに基づく化学品の分類方法

GHS 分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構—NITE) ※1

危険物船舶運送及び貯蔵規則 (海文堂)

緊急時応急措置指針 (日本規格協会)

原料メーカーの安全データシート ※2

※備考

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、危険、有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意してください。

記載の評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。取扱う事業者は、本データシートを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処理を講ずることが必要であることをご理解の上で活用されるようお願いいたします。